

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則.....	(文書課) 18
○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	(文書課) 19
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則.....	(建築指導課) 19
告 示	
○家畜伝染病検査の命令(4件).....	(畜産振興課) 19
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課) 22
○土地改良法による道営換地処分.....	(農業施設管理課) 22
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課) 22
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課) 23
○道路の供用の開始.....	(維持管理防災課) 23
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	23
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	24
道公安委員会規則	
○北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則.....	24
○北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則.....	25
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	25

規 則
刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。 令和7年3月14日 北海道知事 鈴木直道
北海道規則第7号 刑法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則(平成21年北海道規則第88号)別記第3号様式(裏面)、別記第4号様式(裏面)及び別記第5号様式(裏面)

(2) 北海道消防表彰規則(昭和26年北海道規則第174号)第8条第2号

(3) 北海道空港条例施行規則(昭和50年北海道規則第12号)別記第3号様式

(4) 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則(平成22年北海道規則第15号)第4条第3項第2号ウ

(5) 建築士法施行細則(昭和25年北海道規則第257号)別記第1号様式(恩給給与細則の一部改正)

第2条 恩給給与細則(大正13年北海道庁令第55号)の一部を次のように改正する。

第18号書式及び第18号書式の2中「懲役若しくは禁錮の刑」及び「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(北海道恩給条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道恩給条例施行規則(大正13年北海道庁令第56号)の一部を次のように改正する。

第31条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17号書式及び第17号書式の2中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(北海道税条例施行規則等の一部改正)

第4条 次に掲げる規則の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 北海道税条例施行規則(昭和29年北海道規則第98号)別記第35号様式の13、別記第35号様式の14及び別記第37号様式その10

(2) 北海道自然環境等保全条例施行規則(昭和49年北海道規則第14号)別記第14号様式(裏)

(3) 北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則(昭和35年北海道規則第100号)別記第12号様式

(北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第5条 北海道心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年北海道規則第47号)の一部を次のように改正する。

別記第13号様式(裏)5の事項(2)中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

別記第23号様式中「懲役の刑」を「拘禁刑」に改める。

告 示	
(北海道地方競馬実施条例施行規則の一部改正) 第6条 北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。 第67条第16号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 附 則 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月14日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第8号 個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則 個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年北海道規則第26号）の一部を次のように改正する。 別記第3号様式、別記第16号様式及び別記第23号様式中「☐健康保険被保険者証」を削る。 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年3月14日 北海道知事 鈴木直道 北海道規則第9号 宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 宅地建物取引業法施行細則（昭和28年北海道規則第78号）の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「第5条の2」を「第5条」に改める。 附 則 この規則は、令和7年4月1日から施行する。	北海道告示第140号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。 令和7年3月14日 北海道知事 鈴木直道 1 実施の目的 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） 全 道 一 円 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施の区域内の鶏、あひる、うずら、七面鳥、だちょう、きじ又はほろほろ鳥（以下「家さん」という。）の農場（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ及びほろほろ鳥については飼養羽数が100羽以上の農場、だちょうについては飼養羽数が10羽以上の農場に限る。）で飼育される家さんで、家畜保健衛生所長が指定するもの。 4 実施の方法 (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。 (2) 検査は、血清抗体検査及びその他必要な検査による。 北海道告示第141号 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について家畜伝染病の予察のための検査を受けることを命ずる。 令和7年3月14日 北海道知事 鈴木直道 1 実施の目的 牛のブルセラ症及び結核の発生予察のため 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日 実施する区域の 実 施 の 期 日 市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日） 全 道 一 円 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(ただし、奥尻町、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。)

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) ブルセラ症

牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和6年3月26日付け5消安第7757号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）の第2の1の(2)の輸入牛及び種畜検査対象牛、同要領の第2の2の(2)の流死産した母牛。

(2) 結核

同要領の第2の1の(2)の輸入牛

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、同要領に定める方法による。

北海道告示第142号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の死体の所有者に対し、当該牛の死体について牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するための検査を受けることを命ずる。

令和7年3月14日

北海道知事 鈴木直道

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況を把握するため

2 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

全 道 一 円 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(ただし、奥尻町、羽幌町大字天売及び大字焼尻、利尻町、利尻富士町並びに礼文町を除く。)

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定に基づく届出があった牛の死体又は家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が伝達性海綿状脳症を対象として指定した症状を呈したために同項の規定に基づく届出があった牛の死体。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条第2号から第4号までに該当する場合を除く。

4 実施の方法

(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第143号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和7年3月14日

北海道知事 鈴木直道

1 牛のヨーネ病（搾乳牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の 実 施 の 期 日

市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

三 笠 市 令和7年4月1日から同年5月30日まで

赤 平 市 令和7年5月19日から同年7月18日まで

千 歳 市 令和7年4月1日から同年6月30日まで

安 平 町 令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

新 ひ だ か 町 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

北 斗 市 令和7年5月7日から同年7月4日まで

剣 淵 町 令和7年4月1日から同年8月31日まで

美 深 町 同

稚 内 市 令和7年4月1日から同年11月28日まで

網 走 市 令和7年4月1日から同年7月31日まで

紋 別 市 令和7年5月1日から同年11月28日まで

大 空 町 令和7年8月1日から令和8年1月30日まで

興 部 町 令和7年6月2日から令和8年2月27日まで
芽 室 町 令和7年6月16日から同年8月31日まで
中 札 内 村 令和7年4月28日から同年7月4日まで
大 樹 町 令和7年4月1日から同年5月30日まで
帯 広 市 令和7年6月2日から同年8月31日まで
弟 子 屈 町 令和7年5月1日から令和8年2月28日まで
鶴 居 村 同
別 海 町 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
中 標 津 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で搾乳の用に供する雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。なお、スクリーニング法には予備的抗体検出法を用いる。

2 牛のヨーネ病（肉用繁殖牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実 施 の 期 日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
三 笠 市	令和7年4月1日から同年5月30日まで
赤 平 市	令和7年5月19日から同年7月18日まで
千 歳 市	令和7年4月1日から同年6月30日まで
新 ひ だ か 町	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
北 斗 市	令和7年5月7日から同年7月4日まで
剣 淵 町	令和7年4月1日から同年8月31日まで
美 深 町	同
羽 幌 町	令和7年5月1日から同年6月30日まで
稚 内 市	令和7年4月1日から同年11月28日まで
網 走 市	令和7年4月1日から同年7月31日まで
紋 別 市	令和7年5月1日から同年11月28日まで
大 空 町	令和7年8月1日から令和8年1月30日まで

興 部 町 令和7年6月2日から令和8年2月27日まで
新 得 町 令和7年4月1日から同年6月6日まで
芽 室 町 令和7年6月16日から同年8月31日まで
中 札 内 村 令和7年4月28日から同年7月4日まで
更 別 村 令和7年6月2日から同年8月31日まで
大 樹 町 令和7年4月1日から同年5月30日まで
豊 頃 町 令和7年5月12日から同年7月18日まで
陸 別 町 令和7年7月28日から同年8月31日まで
帯 広 市 令和7年6月2日から同年8月31日まで
弟 子 屈 町 令和7年5月1日から令和8年2月28日まで
鶴 居 村 同
別 海 町 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
中 標 津 町 同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24か月未満のもの及び家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止対策を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。なお、スクリーニング法には予備的抗体検出法を用いる。

3 牛のヨーネ病（種雄牛）

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の	実 施 の 期 日
市 町 村 名	（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
北 広 島 市	令和7年4月1日から同年6月30日まで
函 館 市	令和7年4月7日から同年7月4日まで
北 斗 市	同
松 前 町	同
福 島 町	同
知 内 町	同
木 古 内 町	同
七 飯 町	同

鹿部町	同
森町	同
八雲町	同
長万部町	同
剣淵町	令和7年4月1日から同年8月31日まで
美深町	同
稚内市	令和7年4月1日から同年11月28日まで
北見市	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
網走市	同
紋別市	同
大空町	同
美幌町	同
津別町	同
斜里町	同
清里町	同
小清水町	同
訓子府町	同
置戸町	同
佐呂間町	同
遠軽町	同
湧別町	同
滝上町	同
興部町	同
西興部村	同
雄武町	同
弟子屈町	令和7年5月1日から令和8年2月28日まで
鶴居村	同

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。なお、スクリーニング法には予備的抗体検出法を用いる。

4 腐蛆病

(1) 実施の目的

腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施する区域の市町村名及び実施の期日

実施する区域の実施の期日
市町村名（当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）
札幌市 令和7年4月1日から同年9月30日まで

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で定飼及び転飼されている全蜂群

(4) 実施の方法

ア 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。

イ 検査は、「病性鑑定指針」の制定について（平成28年3月13日26消安第4686号農林水産省消費・安全局長通知）の方法による。

北海道告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（大般子川地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌振興局のウェブサイトにおいて、令和7年3月17日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年3月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、旭川市兵村北地区の換地処分をした。

令和7年3月14日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和7年3月14日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林の所在場所 様似郡様似町字鶉苫785・786・839・843（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、776から779まで、789、790、801、803、844 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第147号 農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 令和7年3月14日 北海道知事 鈴木直道 1 保安林予定森林の所在場所 富良野市2282の36（次の図に示す部分に限る。） 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備 3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び富良野市役所に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第148号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。	その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。 令和7年3月14日 北海道知事 鈴木直道 路線名 供用開始の区間 供用開始の期日 道道 大野上磯線 北斗市本町3丁目140番9地先から 令和7年3月14日 同市本町5丁目120番100地先まで
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道胆振総合振興局告示第36号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年3月14日 北海道胆振総合振興局長 関 俊 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 乗用自動車の賃貸借その1 一式（1月当たりの単価） 1台 (2) 乗用自動車の賃貸借その2 一式（1月当たりの単価） 1台 (3) 乗用自動車の賃貸借その3 一式（1月当たりの単価） 1台 (4) 乗用自動車の賃貸借その4 一式（1月当たりの単価） 1台 (5) 貨物兼乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台 2 落札を決定した日 令和7年2月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)から(3)まで ア 氏名 トヨタカローラ苫小牧株式会社 イ 住所 苫小牧市柳町4丁目6番32号 (2) 1の(4)及び(5) ア 氏名 北海道自動車リース株式会社 イ 住所 札幌市白石区本通14丁目南5番15号 4 落札金額 (1) 1の(1) 46,970円 (2) 1の(2) 37,180円 (3) 1の(3) 32,450円 (4) 1の(4) 42,240円 (5) 1の(5) 30,360円	

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年1月31日付け北海道胆振総合振興局告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道胆振総合振興局総務課 (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号	2 落札を決定した日 令和7年2月12日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社池見石油店 (2) 住 所 函館市豊川町10番1号 4 落札金額 ア 従量電灯B (ア) 基本料金 20A 契約電力1 契約当たりの単価 805円20銭 (イ) 基本料金 30A 契約電力1 契約当たりの単価 1,207円80銭 (ウ) 基本料金 40A 契約電力1 契約当たりの単価 1,610円40銭 (エ) 電力量料金 使用電力量最初の120kWhまでの単価 33円57銭 使用電力量120kWhを超え280kWhまでの単価 39円55銭 使用電力量280kWhを超える分の単価 43円09銭 イ 従量電灯C (ア) 基本料金 契約電力1 kVA当たりの単価 402円60銭 (イ) 電力量料金 使用電力量最初の120kWhまでの単価 33円57銭 使用電力量120kWhを超え280kWhまでの単価 38円71銭 使用電力量280kWhを超える分の単価 41円26銭 ウ 低圧電力 (ア) 基本料金 契約電力1 kW当たりの単価 1,305円79銭 (イ) 電力量料金 使用電力量1 kWh当たりの単価 28円12銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年1月17日付け北海道教育庁石狩教育局告示第34号 7 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第67号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年3月14日 北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 調達をする物品等の名称 電力（低圧） 低圧電力の契約種別及び調達予定数量 (ア) 従量電灯B a 契約電力（1 契約当たりの単価） (a) 20A 1校 (b) 30A 1校 (c) 40A 1校 b 使用電力量 (a) 最初の120kWhまで（1 kWh当たりの単価） 3校 2,156kWh (b) 120kWhを超え280kWhまで（1 kWh当たりの単価） 3校 1,820kWh (c) 280kWhを超える分（1 kWh当たりの単価） 3校 8,194kWh (イ) 従量電灯C a 契約電力（1 kVA当たりの単価） 2校 58kVA b 使用電力量 (a) 最初の120kWhまで（1 kWh当たりの単価） 2校 2,823kWh (b) 120kWhを超え280kWhまで（1 kWh当たりの単価） 2校 2,931kWh (c) 280kWhを超える分（1 kWh当たりの単価） 2校 13,457kWh (ウ) 低圧電力 a 契約電力（1 kW当たりの単価） 5校 53kW b 使用電力量（1 kWh当たりの単価） 5校 10,105kWh	
道 公 安 委 員 会 規 則	
北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則 をここに公布する。 令和7年3月14日 北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一	

北海道公安委員会規則第3号

北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則の一部を改正する規則

北海道公安委員会の所掌する事務に係る手数料の免除に関する規則（平成12年北海道公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則第1項第5号及び第6号を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

北海道公安委員会規則第4号

北海道警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第6号中「質屋、古物商」を「質屋営業、古物営業」に改める。

第20条の2中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第20条の15第3号中「（特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪をいう。）」を削る。

第28条第2号中「（他の部課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第37条第2項中「小隊及び分隊」を「中隊及び小隊」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「、小隊及び分隊」を「及び小隊」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「、小隊及び分隊」を「及び小隊」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「、小隊及び分隊」を「及び小隊」に改め、同項を同条第8項とし、同条に次の1項を加える。

9 第2項及び前3項に定めるもののほか、地域企画課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、必要により分隊を置き、それぞれ地域企画課、交通機動隊、高速道路交通警察隊又は機動隊の事務を分担させる。

第46条の見出し及び同条第1項中「函館方面本部、旭川方面本部及び北見方面本部」を「方面本部」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に定めるもののほか、釧路方面本部に、十勝機動警察隊を置く。

3 十勝機動警察隊の位置は、帯広市とする。

第46条に次の1項を加える。

5 十勝機動警察隊の所掌事務は、警察本部の自動車警ら隊、機動捜査隊、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の所掌に対応する事務とする。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第51条第1項の表中

交通反則通告センター 交通管制センター 交通機動隊
運転免許試験場 高速道路交通警察隊

を

交通反則通告センター 交通管制センター 交通機動隊 高速道路交通警察隊
運転免許試験場

に改める。

第52条第3項及び第4項中「中隊、小隊及び分隊」を「中隊及び小隊」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前3項に定めるもののほか、地域課、交通課及び十勝機動警察隊に、必要により分隊を置き、それぞれ地域課、交通課又は十勝機動警察隊の事務を分担させる。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第164号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年3月14日

北海道警察本部長 伊 藤 泰 充

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給を含む。） 一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定数量

81台及び1月当たり 1,262,000枚

2 落札を決定した日

令和7年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 コニカミノルタジャパン株式会社

(2) 住 所 東京都港区芝浦1丁目1番1号

4 落札金額

基本料金 402,000円

複写料金 0.6円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年1月17日付け北海道警察本部告示第14号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
